注1　欠格事由の有無の欄は、法第93条第1項第6号の欠格事由の有無について記載するものとし、同欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。
注2　用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
第2　添付書類
別表第七の三号の様式のとおりとする。
別表第十七号第2中「又は別表第七の二号」を「、別表第七の二号又は別表第七の三号」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第百二号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）を実施するため、電波法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年七月二十八日　　総務大臣　片山　善博

電波法施行規則の一部を改正する省令

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号の二中「以下同じ。）」の下に「又は移動受信用地上基幹放送（同法第二条第十四号に規定する移動受信用地上基幹放送をいう。以下同じ。）」を加え、同項第三号中「地上基幹放送を行う」を「地上基幹放送又は移動受信用地上基幹放送を行う」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第百三号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、無線局免許手続規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年七月二十八日　　総務大臣　片山　善博

無線局免許手続規則の一部を改正する省令

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第五項第二号に次のように加える。

(3)　移動受信用地上基幹放送

第二条第五項第四号を次のように改める。

四　基幹放送の種類による区分

(1)　中波放送
(2)　短波放送
(3)　超短波放送
(4)　標準テレビジョン放送
(5)　高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送
(6)　高精細度テレビジョン放送
(7)　データ放送
(8)　マルチメディア放送
(9)　超短波音声多重放送
(10)　超短波文字多重放送
(11)　超短波データ多重放送
(12)　標準テレビジョン音声多重放送
(13)　標準テレビジョン文字多重放送であつて、(18)以外のもの
(14)　標準テレビジョン・データ多重放送であつて、(18)以外のもの
(15)　高精細度テレビジョン音声多重放送
(16)　高精細度テレビジョン・データ多重放送
(17)　ファクシミリ放送
(18)　標準テレビジョン文字多重放送と標準テレビジョン・データ多重放送（垂直帰線消去期間を使用する伝送方式によるものに限る。）を併せ行うもの
(19)　その他の放送

第十条の三の表の二の項中「を行う基幹放送局及びテレビジョン放送（デジタル放送に限る。）」を「、テレビジョン放送（デジタル放送に限る。）及びマルチメディア放送」に改める。

第十五条第一項第一号(2)中「(1)以外」を「(1)及び(2)以外」に改め、同号(2)を同号(3)とし、同号(1)の次に次のように加える。

(2)　移動受信用地上基幹放送をする特定基地局　無線設備の工事費の支弁方法、無線局の運用費及びその支弁方法並びに事業収支見積り及び事業計画

別表第二号第1の注20(3)イ中「データ放送」の次に「、マルチメディア放送」を加え、同表第1の注24(1)中「地上基幹放送」の次に「又は移動受信用地上基幹放送」を加える。

別表第二号の二第1の注4中「データ放送」の次に「、マルチメディア放送」を加え、同表第1の注5(5)中「地上デジタルテレビジョン放送」の次に「又はマルチメディア放送」を加え、同表第1の注9(3)ア及び(4)ア並びに注13(1)中「テレビジョン放送」の次に「、マルチメディア放送」を加え、同表第1の注19ア中「除く。）」の次に「、マルチメディア放送」を加え、同表第1の注19イ(イ)の表中

「

超短波放送	0～30°	1°	0～360°	2°

」を

「

超短波放送	0～30°	1°	0～360°	2°
マルチメディア放送	0～30°	1°	0～360°	2°

」に

改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第百四号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第七条第二項の規定に基づき、基幹放送局の開設の根本的基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年七月二十八日　　総務大臣　片山　善博

基幹放送局の開設の根本的基準の一部を改正する省令

基幹放送局の開設の根本的基準（昭和二十五年電波監理委員会規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第三条の二中「、同項第六号(1)及び(2)の条件を満たす」を「同項第六号(1)及び(2)の条件を満たし、移動受信用地上基幹放送を行う基幹放送局が電波法第二十七条の十二第一項に規定する特定基地局であるときはその局に係る開設指針の規定に基づく」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。